

令和2年11月19日

陳情第46号

地域政策の見直しを求める陳情

地域政策の見直しを求める陳情

【陳情趣旨】

本来自主的に運営されるべき自治会活動について、小田原市が過ぎた要求をしていると思料されますので、地域政策の見直しをするよう求めます。

小田原市では、市役所が把握している範囲で250の自治会と、これらを地区別に統合している26の連合自治会、自治会を統括する団体として小田原市自治会総連合が組織されています。

自治会の役員、ことに自治会長は2年を任期とする団体もあれば、1年を任期とする団体もあり、新任の自治会長は小田原市の地域政策課が実施する新任者研修を受講することとなります。本年は実施予定時に不要不急の外出自粛が求められていたことにより、小田原市自治会総連合が作成する『自治会長ハンドブック』（毎年、ほぼ同様の冊子を地域政策課が編集作成）なるものを個々に配付することで研修に置き換えられています。

過ぎた要求とは、例えば委員・検討会・会議のような要員の人選であったり、セミナーや行事などへの動員要請などを想定しておりますが、国勢調査員のような不定期な人選もあります。

60歳を定年とする雇用環境は、既に再任用・再雇用という形態で概ね65歳まで就労する社会情勢となっております。さらに令和3年からは労働者が希望すれば70歳まで雇用を受け入れるべく努力するよう国の方針が示され、令和7年には65歳を定年とすることは法制化されております。

この状況を敢えて説明するのは、大抵の人が65歳まで就労し、かつ希望すれば70歳まで就労を受け入れるよう求められる社会情勢において、概ね定年後の地域貢献を前提とした自治会役員は受け入れる人が急減し、自治会自体が崩壊することを念頭に入れるべきであるということです。65歳で定年を迎え、さらに70歳まで再任用・再雇用され、70歳になった後に面倒な自治会活動に意欲をもって参画しようなどと考える住民は多くないです。

本年4月1日時点での自治会加入世帯割合は74%となっており、年々低下する傾向にありますが、感染症騒動に巻き込まれた本年の活動自粛状況からして、来年度は70%を割り込むのではと危惧しております。

そのうえ、感染症の感染防止を名目として、幾つもの行事・事業の類が中止されたことで、1年任期の自治会役員は従来から行われてきた自治会関連活動を企画実施する立場として経験することなく、次年度の役員と交代することとなります。個々の自治会の活動が次年度以降も従来通りに円滑に実施できるかどうか、不透明な感染症対応状況ですので、多少緩和されたとしても次年度も自治会活動の自粛と縮小傾向は継続すると思われまます。

小田原市の地域政策としての自治会利用は、次年度以降にさらに困難を拡大させ続けます。70%の世帯が負担する費用と役務負担で残りの30%の世帯をも含めた住民に対する公的サービスを維持できるなどと考えてはならないのです。もちろん、自治会も時代に即した団体運営を考慮すべき時期でもあるわけです。

以下の改善目標を例示的に指摘いたします。

1 自治会は、正会員だけでなく準会員も認めるよう求める。

正会員は会費、役職等の通常の負担を負うものとします。

準会員は、会費は正会員と原則的に同等とするが、議決権を放棄し役職等の役務負担を免除される。

準会員は、75歳以上の単身後期高齢者世帯、身体的・知的障がい者、要介護者を抱えた家族が

いる世帯、神社などの祭典に参加協力したくない世帯を想定します。小田原市地域政策課と小田原市自治会総連合が神社関係会計を自治会会計と区分するよう余計な指導をせずとも、会員資格を区分することで無駄な配慮が無くなります。

- 2 小田原市は、住民窓口で自治会が自主管理するごみステーションの利用について、非自治会員は住民自身で自治会から利用承諾を得るよう説明すること。小田原市は、ごみステーションの利用を拒否された住民に対しては、別途収集料金を設定して戸別収集を図ること。
- 3 小田原市は、災害時の支援物資の支給について、非自治会員は小田原市の指定する災害物資配布所（防災対策として早急に考慮すべき）に自ら受け取りに来るよう説明すること。

これらは、地域に関与することを避けて生活している世帯が、平時・非常時問わずに応分の負担もせずに自治会に便宜提供されている状況を改善することを想定しています。

【陳情項目】

小田原市議会として、小田原市長に対し、自治会に対する過度な干渉をせずに費用負担、役務負担と受益の公平性を担保できるよう地域政策の見直しをするよう求めること。

令和2年11月19日

小田原市議会議長
奥山 孝二郎 様

提出者

小田原市中村原303

加藤 哲男 ㊞